

平成23年4月28日

各位

株式会社 北海道銀行

**「証券化ローン・フラット35」
事務取扱手数料（定率タイプ）の一部引下げについて**

北海道銀行（頭取 堰八義博）では、下記条件を満たされる「証券化ローン・フラット35」の事務取扱手数料（定率タイプ）を引下げさせていただくことといたしましたのでお知らせします。

北海道銀行では、今後もお客様のご要望にお応えし、質の高いサービスで道内ベストバンクを目指して参ります。

記

事務取扱手数料引下げの対象となる方

下記全ての条件を満たす方が対象となります。

1	当行で給与（年金）振込みをお受取りいただいている（いただける）方、 または道銀カードのお取引のある（いただける）方	
2	住宅金融支援機構の買取仮承認を受けている方	
3	右記の いずれか	北方型住宅の住宅性能基準を満たすもの
		長期優良住宅の住宅性能基準を満たすもの
		フラット35Sの技術基準を満たすもの

引下げ後の事務取扱手数料（定率タイプ）

お借入額 × 1.05%（消費税込み）

上記の手数料引下げ条件に当てはまらない場合、「お借入額 × 2.10%（消費税込み）」となります。

事務取扱手数料は都度変更させていただく場合があります。

取扱開始日

上記引下げ条件を確認できる場合、平成23年4月1日（金）のお申込み受付に遡って適用いたします。

詳しくは当行本支店、各住宅ローンプラザへお問い合わせください。

以上